

17 調査項目間のクロス集計

ここでは、問9の憲法に定められた国民の権利について、その理解の程度を3段階に分類し、その段階により人権意識にどのような違いがあるのか、みることにする。

以下、問9の回答において、正答である「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」の3つだけを選択した回答者を「完全正解者」、正答である3つのうち一部だけを選択するか、これらの3つすべて、または一部を選択したうえで他の項目も選択した回答者を「部分正解者」、正答である3つ以外の項目だけを選択した回答者を「不正解者」として分類した。

「完全正解者」は112名、「部分正解者」は616名、「不正解者」は88名であった。

[表 17 - 1 完全正解者、部分正解者、不正解者 (性・年齢別)]

(上段:人、下段:%)

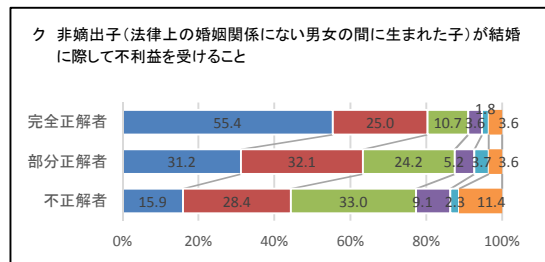
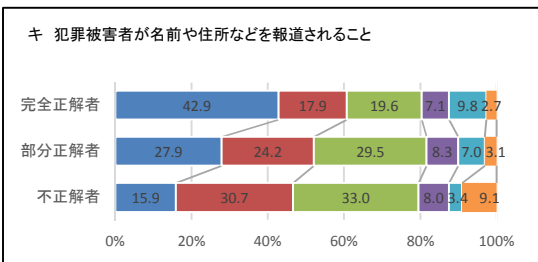
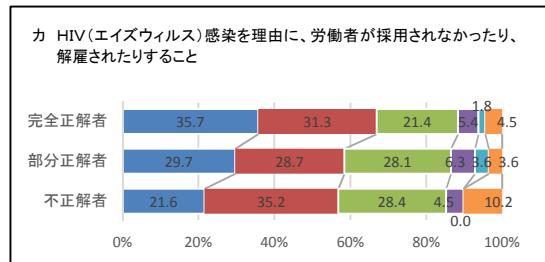
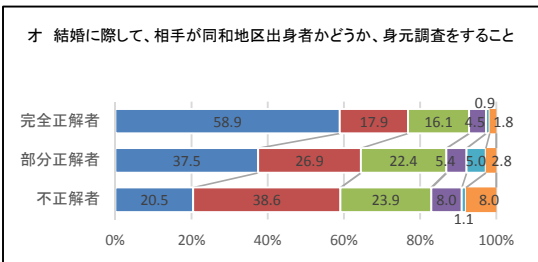
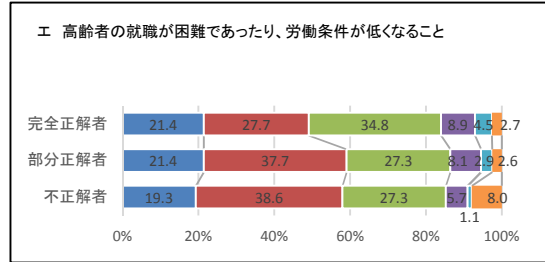
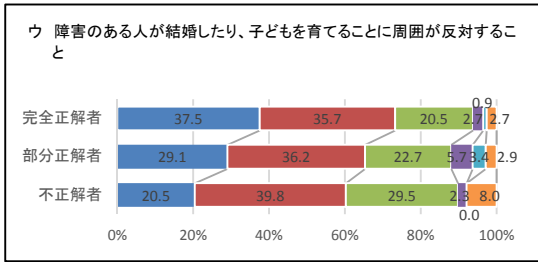
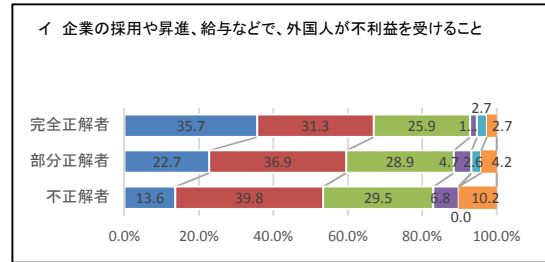
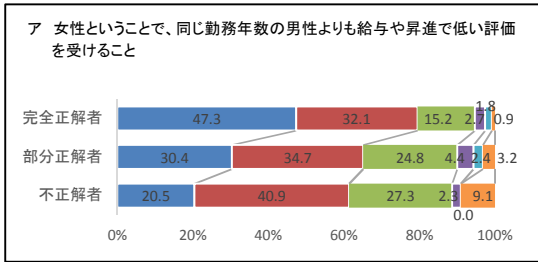
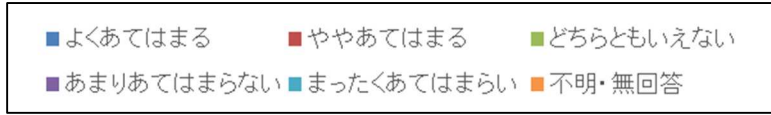
		回答者数	完全正解者	部分正解者	不正解者	不明・無回答
総数		836 100.0	112 13.4	616 73.7	88 10.5	20 2.4
性別	男性	343 100.0	58 16.9	251 73.2	27 7.9	7 2.0
	女性	457 100.0	50 10.9	344 75.3	55 12.0	8 1.8
年齢別	29歳以下	70 100.0	13 18.6	47 67.1	10 14.3	0 0.0
	30歳代	87 100.0	15 17.2	56 64.4	14 16.1	2 2.3
	40歳代	112 100.0	12 10.7	95 84.8	4 3.6	1 0.9
	50歳代	148 100.0	23 15.5	112 75.7	12 8.1	1 0.7
	60歳代	191 100.0	25 13.1	141 73.8	22 11.5	3 1.6
	70歳以上	213 100.0	23 10.8	157 73.7	24 11.3	9 4.2

性別で見ると、「完全正解者」は男性のほうにやや多く、「不正解者」は女性のほうにやや多くなっている。

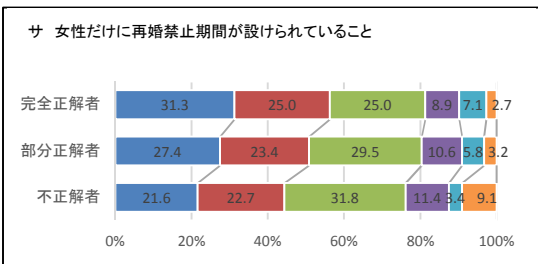
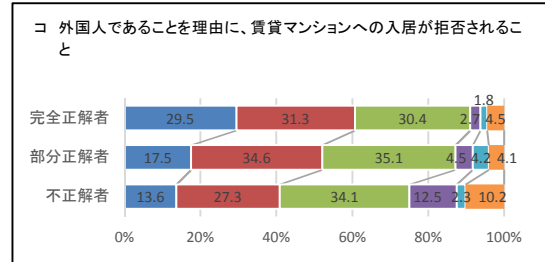
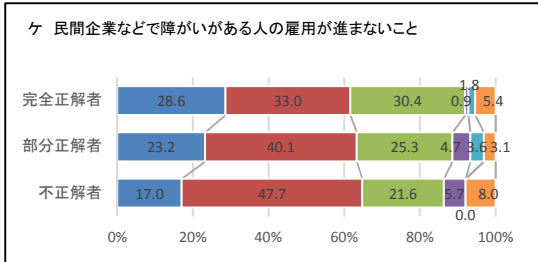
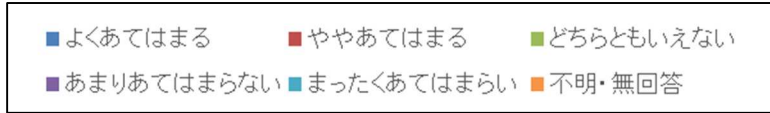
年齢別では、「完全正解者」の割合が29歳以下、30歳代で高く、40歳代と70歳以上で低くなっている。しかし、「完全正解者」の割合が高い29歳以下、30歳代では、「不正解者」の割合も高くなっている。また、「部分正解者」の割合は40歳代で高い。

では、憲法の権利理解別に問2の人権侵害に該当する事象の回答をみることにする。

[図 17 - 1 憲法の権利理解別にみた人権侵害に該当する事象①]



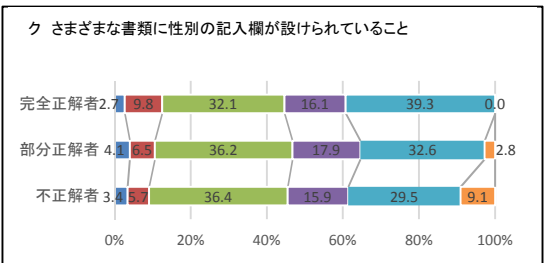
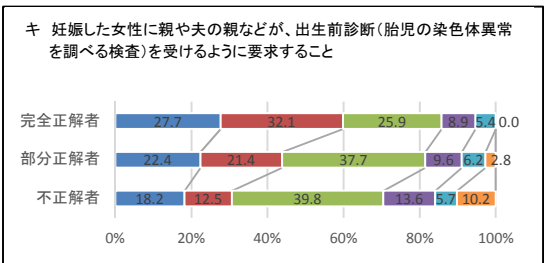
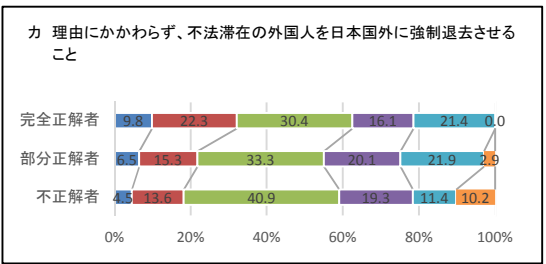
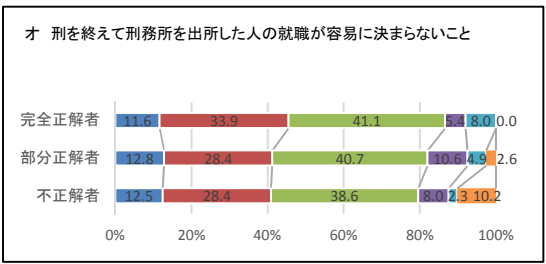
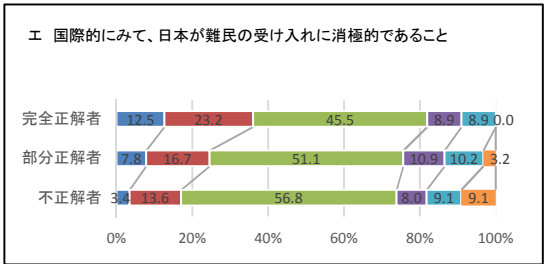
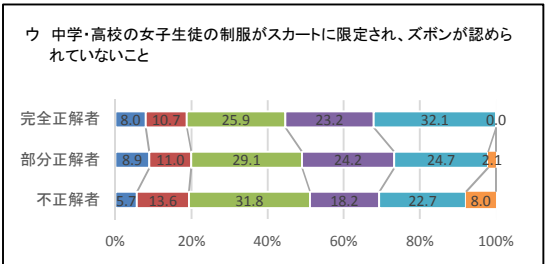
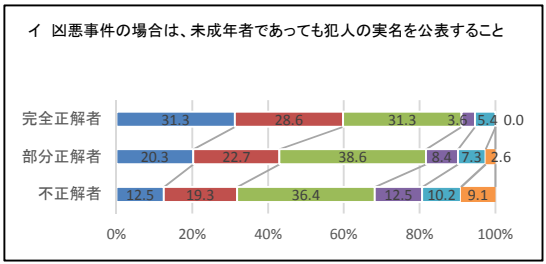
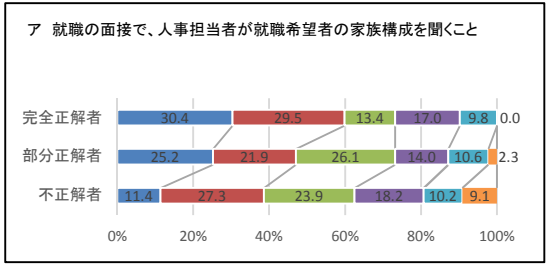
[図 17 - 1 憲法の権利理解別にみた人権侵害に該当する事象②]



「エ 高齢者の就職が困難であったり、労働条件が低くなること」を除く 10 の項目について、「よくあてはまる」の割合は、いずれも完全正解者が最も高くなっている。「よくあてはまる」の割合は、不正解者よりも部分正解者、部分正解者よりも完全正解者のほうが高い。そして、完全正解者の「よくあてはまる」の割合が部分正解者のそれを 20 ポイント以上、上回っているのは、「オ 結婚に際して、相手と同和地区出身者かどうか、身元調査をすること」(21.4 ポイント)、「ク 非嫡出子が結婚に際して不利益を受けること」(24.2 ポイント)で、15 ポイント以上、上回っているのは「ア 女性ということで、同じ勤務年数の男性よりも給与や昇進で低い評価を受けること」(16.9 ポイント)、「キ 犯罪被害者が名前や住所などを報道されること」(15.0 ポイント)である。このように、憲法における国民の権利について、理解が高い人ほど、さまざまな人権にかかわる事象について、人権侵害に当てはまると考える傾向が高いといえる。

つぎに、憲法の権利理解別に問 10 の人権の視点から問題がある事象の回答をみると、つぎのようである。

[図 17 - 2 憲法の権利理解別にみた人権の視点から問題のある事象]



「ウ 中学・高校の女子生徒の制服がスカートに限定され、ズボンが認められていないこと」「オ 刑を終えて刑務所を出所した人の就職が容易に決まらないこと」「ク さまざまな書類に性別の記入欄が設けられていること」については、はっきりした傾向はみられないが、それら以外の5つの項目については、憲法における国民の権利について理解が高い人ほど、新しい人権課題についても理解が高いという傾向がみられる。

このように、憲法における国民の権利に関して、完全正解者の人権意識が高いという傾向がみられた。憲法における国民の権利について理解が高いほど、人権意識が高くなるのか、もともと人権意識が高い人ほど、憲法の権利についても理解が高いのか、どちらであるのかは断定できないが、憲法における基本的人権の学習が人権意識を高めることにつながるといえるのではないだろうか。

問 12 でみたように、学校で差別や人権に関する教育を受けたと回答したのは、62.6%であった。年齢別でみると、59歳までの各年齢層では、それぞれ80%台と高くなっているが、60歳代では50.3%、70歳以上では32.9%であった。そのため、人権教育を受けた経験を持つ人と持たない人との回答内容を比較し、そこから人権教育の効果を考察しようとするなら、836人の総数での比較は適切ではない。なぜなら、総数836人について人権教育を受けた経験の有無別に比較を行うと、60歳未満が67.3%を占める人権教育を受けたという人と、60歳以上が75.8%を占める人権教育を受けていない人との比較になり、年齢による違いのほうが強くて、人権教育の効果を測ることは、難しくなるからである。そのため、人権教育を受けたと回答した人が8割を占める60歳未満について、人権教育を受けた経験の有無別比較を行うのが適切であるが、60歳未満で人権教育を受けていないと回答したのは60人しかなく、比較分析するには、その数が少なすぎるといえる。そのため、人権教育を受けた経験の有無別比較は行わなかった。

また、「ハートフル・フォーラム」の参加状況別のクロス集計についても、参加したことがある人は50歳以上に集中しており(89.0%を占める)、参加したことがある人とない人との比較は、50歳以上と50歳未満とに比較と変わらないことになってしまうので、この比較についても行わなかった。